

## 小田原市庁用封筒広告掲載者募集要領

# ※H26年度の募集は終了しました

### 1 目的

現在、市役所庁内の共通封筒については、一括で印刷発注し購入したものを、庁内各課へ配布しているが、その庁用封筒を、事業者の広告媒体として活用することで、事業者にとっては、自社の広告の入った封筒が市内外へ郵送されることで、広告・宣伝機会の拡充となり、市としても新たな財源の確保につながる。

### 2 広告を掲載する封筒の種類

長形3号(サイズ12cm×23.5cm)

### 3 広告内容

#### (1) 広告のレイアウト、作成枚数、掲載料

種類	規格・表示色	掲載面	募集枠	作成枚数	掲載料
長形3号	縦4.5cm×横9cm 単色(市指定)	裏面	4枠	168,000枚	80,000円 (税込)

#### (2) その他指定事項

- ① 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。
- ② 広告主は、広告枠外に次に掲げる文章が表示されることを承諾しなければならない。  
「広告内容については掲載している各事業主に直接お問い合わせください。」

### 4 掲載期間

封筒の納品から、在庫がなくなるまで  
(納品を予定している7月から概ね1年程度)

### 5 掲載基準

広告を掲載できるもの及び広告の内容は、小田原市有料広告掲載要綱第2条の各号及び次の基準に該当しないものでなければならない。

- (1) 広告の表現が、市の事業であるかのように閲覧者に混同されるおそれ又は市が推奨していると誤解されるおそれがあるもの。
- (2) 土地・建物の個別物件又は個別商品・サービスの説明・売買紹介に係るもの。
- (3) その他、庁用封筒に掲載する広告としてふさわしくないもの。

### 6 申込方法

#### (1) 受付期間

平成26年4月1日(火)から平成26年4月18日(金) 午後5時必着

#### (2) 提出方法

小田原市総務部管財契約課に郵送又は直接持参により提出する。

### (3) 提出書類

- ① 小田原市庁用封筒広告掲載申込書(様式1)
- ② 規定した規格により作成した広告原稿
- ③ その他、必要に応じて書類の提出を求めることができる

## 7 広告の審査及び決定

- (1) 掲載する広告は、小田原市有料広告掲載要綱第5条広告掲載の優先順位により決定する。
- (2) 審査の結果、広告掲載の可否が決定した申込者に対しては、「小田原市庁用封筒広告掲載申込に対する結果通知書(様式2)」により通知する。
- (3) 掲載位置については、広告掲載が決定した広告主のうち、申込書の提出の先着順により選択できるものとする。

## 8 広告掲載料の納付方法

広告掲載料については、指定する期日までに、市が発行する納入通知書により納付することとする。納入された掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載することができなくなった場合を除き、原則として返金されません。

## 9 広告掲載の取消し

次のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これにより広告主側に生ずる損害に対して、市はその責任を負わない。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) その他、広告掲載が適切でないと判断したとき。

## 10 申込及び問い合わせ先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地  
小田原市 総務部 管財契約課 管財係  
Tel 0465-33-1322(直通)  
Fax 0465-33-1286(供用)  
E-mail [kanzai@city.odawra.kanagawa.jp](mailto:kanzai@city.odawra.kanagawa.jp)

**※H26年度の募集は終了しました**